

令和5年度税制改正に関する意見書

四国税理士会

令和5年度税制改正に関する意見書

目 次

I はじめに.....	1
II 税制に対する考え方.....	1
III 重要な改正要望事項	
(1) 所得税の課税単位について、世帯単位課税制度を導入すること.....	5
(2) 消費税率は単一税率とすること.....	5
(3) 消費税について、適格請求書等保存方式(インボイス方式)について現実的に問題点を洗い出し、 廃止を含めた抜本的な改正を行うこと.....	6
IV 基本的な改正要望事項	
1 所得税関係	
(1) 年末調整計算の時期を年始へと変更するとともに給与所得の源泉所得税等の納付期限について、 前年12月支給分の納付期限を1月31日とすること。また、特例対象所得を拡大すること.....	7
(2) 青色申告者の純損失の繰越控除期間を延長することと合わせて新型コロナウイルス感染症拡大 の影響に対する純損失の繰越控除制度を拡充すること.....	8
(3) 「事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例」の規定を見直すこと.....	8
(4) 土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算を認めること.....	9
(5) 相続財産に係る譲渡所得の特例における適用要件・適用可能期間を見直すこと.....	9
(6) 限定承認に係るみなし譲渡課税を見直すこと.....	9
(7) 居住用財産の譲渡所得の特別控除(3,000万円控除)の適用期間を複数年(3年間)とすること	10
2 法人税関係	
(1) 役員給与の損金不算入に関する規定を抜本的に見直すこと.....	10
(2) 受取配当等は全額益金不算入とすること.....	10
(3) 中小法人に限定して退職給付引当金・賞与引当金の損金算入を認めること.....	11
(4) 法人税青色申告承認申請及び棚卸資産の評価方法・有価証券の評価方法・減価償却資産の償却方 法の変更に係る各届出書等の提出期限を直前事業年度の申告書提出期限まで延長すること.....	11
(5) 寄附金の損金不算入制度を見直すこと.....	11

3 相続税・贈与税関係

- (1) 更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行があり、求償権の行使が不能な場合」を加えること 11
- (2) 災害時等により、相続時精算課税適用者の特定贈与者からの受贈財産の価値が著しく減少した場合について、相続税の課税価格に加算する価額を、贈与時における価額と相続時の価額のいずれか低い方の価額を選択可能とすること 12
- (3) 生命保険金等及び退職手当金等の非課税額を 1 人当たり 1,000 万円とすること 12
- (4) 相続税の税率構造の緩和を図ること 12
- (5) 事業承継税制における非上場株式等についての相続税の納税猶予額の計算方法を見直すこと 13

4 消費税関係

- (1) 事業者免税点制度を見直すこと 13
- (2) 簡易課税制度における課税売上高の基準及びみなし仕入れ率を見直すこと 14
- (3) 消費税の各種届出書については、提出期限を消費税確定申告書の提出期限までとし、その一部を簡素化すること 14
- (4) 非課税取引の範囲を見直すこと 14
- (5) 特例における 2 年間継続適用要件を廃止すること 15
- (6) 調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例を廃止すること 15

5 国税共通

- (1) 少額の減価償却資産の取得価額基準を引き上げ 30 万円未満にするとともに、一括償却資産の損金算入制度を廃止すること 15
- (2) 行為計算否認規定の要件を明確にすること 16
- (3) 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること 16
- (4) 収用等の場合の 5,000 万円の特別控除特例を複数年適用可能とすること 16

6 地方税関係

- (1) 固定資産税における再建築価格方式による家屋の評価方法の見直しを行うこと 17
- (2) 資本金 1 億円以下の中小法人に対しては、事業税の外形標準課税制度を導入しないこと 17
- (3) 法人事業税について軽減税率の適用ができない要件の資本金基準を 1,000 万円から 1 億円に増額すること 17
- (4) 事業所税を廃止すること 17
- (5) 個人事業税に係る事業主控除額（現行 290 万円）を相当程度までに引き上げること 18
- (6) 中小企業について事業税、道府県民税及び市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すること 18
- (7) 住民税と所得税の所得控除額を同額とすること 18

- (8) 事業税における社会保険診療報酬に係る所得の課税除外の特別措置を廃止すること18
- (9) 源泉徴収に係る所得税の納期の特例及び特別徴収に係る個人住民税の納期の特例における特例対象期間及び納付（納入）期限を同一にすること19
- (10) 出国により非居住者となった場合の住民税については、出国時点を賦課期日とみなして現年度で課税すること19
- (11) 償却資産に係る固定資産税の申告については、中小企業者等の経理処理及び資産管理の実態に配慮して、申告期限と納税について柔軟な制度を創設すること19

7 国税通則法・納税環境整備関係

- (1) 納税環境の整備に当たっては、デジタル化に伴う情報開示を念頭に、納税者の経済的負担及び権利侵害に配慮した措置を取ること20
- (2) 国税・地方税に関するビッグデータ情報共有（開示）推進の検討を始めること20
- (3) 電子申告・納税制度については税務行政のプラットフォームとなるよう納税者の利便性及び申告事務の実態や徴収義務者の事務負担軽減を重視したシステム等の改善を継続するとともに、広報活動に努め積極的な利用の勧奨を行うこと。また、法人税申告の義務化に際しては、システムの安定運用及び情報の保護を前提に、特に中小企業者の実態に配慮すること21

V その他・改善要望等に関する事項

1 国税に関する事項

- (1) 調査の事前通知を電磁的方法によって行うこと22
- (2) 長期間に及ぶ税務調査の際には、調査の途中において納税者及び税務代理人に対しその調査経過を通知すること22
- (3) 法人税、消費税、県民税、事業税及び市民税の中間申告の規定のうち、前事業年度等の税額を基準とする「予定申告」については、予定申告書の提出を要しないこととし、税額の納付のみに止める制度にすること22
- (4) 所得税確定申告に際しては、納税者に対し所定の書類を郵送すること23
- (5) 税務行政に対する理解と信頼を確保するため、税務取扱通達（取扱通達と同等の効果を有する事務連絡を含む）の合理的運用を図ること23
- (6) 個人事業者が死亡した場合の届出を簡素化すること23
- (7) 税務行政手続に関して、行政手続法の適用除外規定を見直すこと23

2 地方税に関する事項

- (1) 地方税の届出書等における登記事項証明書の添付省略について、早期の導入を実現するとともに、異動届出書においても簡素化すること24

3 その他

- (1) 電子インボイス制度の実施に当たっては、小規模事業者の負担に十分配慮すること24
- (2) デジタル課税についてはその内容を納税者に周知するとともに税理士会等とその情報を共有すること25
- (3) 電子申告をしている関与先については、税理士業務概況報告書の提出を省略すること25
- (4) 税務相談にウェブ会議システムを導入すること25

I はじめに

我々税理士は、税務の専門家として実務を通じて、中小企業や個人事業者等（以下、「中小企業者」という。）の現状を十分に理解するよう日々努力している。その立場から国内における税制が日本経済の基盤を支える中小企業者にどのような影響を与えているのか、それを前提に構築されるべき「あるべき税制」とはどのようなものかといった点を検証し、税制改正についての意見を述べることは中小企業者の声を代弁するという点で非常に重要であると考えている。

四国税理士会は、税理士法第 49 条の 11（建議等）の趣旨に基づいて令和 5 年度の税制改正に関する意見書を作成している。作成に当たっては、各会員に税制及び税務行政の改善について広く意見を求め、集約した意見について調査研究部において検討を加え、理事会の承認を得て公表している。

II 税制に対する考え方

わが国の税の基本原則は「公平・中立・簡素」である。しかし、人口減少と高齢化の進行、財政悪化の進展、技術革新による経済環境の高度化・複雑化、貧富の格差の拡大、地域経済の疲弊化、環境問題の深刻化、ライフスタイル・価値観の変化等の影響を受け、この原則を維持することは困難な状況である。

しかしながら、このような状況にあって、中小企業者に最も近い存在である税理士は、実務家としての立場から、中小企業者の現状を理解し、さらに税務の専門家として税制及び税務行政の背景を理解した上で、税制に対する意見を述べることは税理士の使命である。

四国税理士会は、この税理士としての使命を達成するために、税負担の公平や制度の簡素化等について、以下の視点に立って税制改正を提言するものである。

1 公平な税負担

公平な税負担は、税制を考える上で最も基本的な視点である。公平には、従来から等しい状態にある者は等しい税負担をするという「水平的公平」と、大きな担税力を持つ者はより多くの税金を負担してもらうという「垂直的公平」がある。また、少子高齢化が進展する現在、生涯を通じて税負担に偏りが起こらないよう「世代間の公平」という観点も指摘されることがある。最近の経済のデジタル化等に代表される複雑な経済活動のもとでは、これらの公平の概念の実現は、非常に難しいものとなってきている。しかし、そうであったとしても、公平についての議論は引き続き行われていかなければならない。

2 簡素で納得のできる税制

わが国では、主要な国税は申告納税方式によって確定している。それは納税者が自ら税金を申告納税するという民主主義的な国家観に基づくものである。したがって、税制は納税者の視点に立って簡素で納得されるものでなければならない。

3 必要最小限度の事務負担

税務行政の事務負担に限らず、納税者が申告納税を行うための事務負担であるシステム構築のコストについても必要最小限度になるよう配慮すべきである。

4 時代に適合する税制

わが国における少子高齢化の進行、経済のグローバル化、技術革新と資本市場の変化など、経済情勢が刻々と複雑化し続ける中、税制は常に時代に適合するよう見直しを継続していかねなければならない。また、進展する社会のデジタル化への対応も喫緊の課題である。

5 透明な税務行政

公平な税負担の確保と申告納税制度の維持発展のためには、透明な税務行政であることが不可欠である。特に、税務行政手続に関する規定は可能な限り法律において整備することが求められる。

【今年度の意見書におけるマクロ的視点での提言】

1. 国税通則法・納税環境整備について

令和3年6月に公表された「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2.0ー」では目指すべき将来像として、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を柱としつつ、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」に向けた構造を示すとともに、課税・徴収におけるデータ分析の活用等の取り組みをさらに進めていくこととしている。所得税の確定申告においては、マイナポータルからログインして自動計算することで申告の簡略化を目指しているが、容易に利用でき便利になる一方で、正しく計算されデータが確実に送信されているかどうか、納税者は不安な面も予想される。特に、データ送信の遅延など e-Tax システムにインシデントが発生した場合には、丁寧な対応が必要である。

また、令和4年1月1日から改正電子帳簿保存法が施行されたが、対応準備中の事業者が多く中小企業者にいたっては改正制度そのものの認知が十分に進んでいない状況にあったことから、宥恕措置を設けることが示された。中小企業者においては、経理処理レベルの格差、システム構築コスト負担の格差がある。特に、個人事業者や小規模企業者においては、電子取引であるインターネット等による取引、EDI 取引、電子メールにより取引情報を渡す取引は会計期間で数回であったというケースは予想される。また、便宜上、従業員の個人アドレスを利用してインターネット等による取引を行い、後に精算することも考えられる。それらについてもオリジナルの電子データで保存することを求めることは、取引数が少ないとはいえ、新たにパソコンやネット環境の整備が必要となることから、整備費の補助や説明会の開催など納税者の実情を考慮した対応をすべきである。

今回の意見書の作成にあたり、特に、中小企業者に関する DX を前提とした国税通則法・納税環境整備関係については、第47回日税連公開研究討論会で四国会が提言した「技術革新と税理士の将来像」の内容について検討を行っている。今後も会員及び四国税理士会関係各部と連携してこれらの問題について継続的に検討を行っていく方針である。

2. 消費税等について

令和元年10月から改正消費税法が施行され、消費税率の引き上げと共に食料品等に軽減税

率が導入された。また、令和3年10月からは適格請求書等保存方式（以下、「インボイス方式」という。）の事業者登録が始まった。これら二つの制度については、現状の法制度を無条件に追認するのではなく、税制が運用される実態（登録事務と今後想定される申告のための事務を含む）と改正された法制度の趣旨とを改めて検証し、課税の公平が実現されているのかという点を念頭に課題を洗い出し、改善策を検討すべきである。特にインボイス方式については、新型コロナウイルス感染症の拡大により中小企業者の業績が悪化している段階では、現状の確認や対応の検討、またシステムの構築など、導入までのスケジュールやコスト面での問題点について考慮した検討が必要である。

3. 中小企業税制について

新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の経済社会情勢の変化に対応するため、令和3年に産業競争力強化法の改正が行われた。具体的には「デジタル化」への対応、事業再構築を促進するため、カーボンニュートラル実現、デジタル技術を活用した全社レベルのビジネスモデルの変革に向けた措置等が講じられている。ただし、中小企業者においては、デジタル化への対応や事業再構築など人材的にも資金的にも大企業と同様には対応できないのが現実である。中小企業税制においては、産業競争力強化法に対応した税制のみならず、中小企業者の特質に十分配慮した税制にすべきである。

【課税形態ごとの検討課題】

1 所得税関係

- (1) わが国にとって喫緊の課題である少子化への対応のため、課税単位について抜本的に見直すこと
- (2) 課税計算における基本である損益通算制度を尊重すること
- (3) 土地税制の見直しを図ること

2 法人税関係

- (1) 国際的に競争可能な税制の整備を図ること
- (2) 中小企業にも配慮し、経営活力の障害とならない方向で税制の整備を図ること
- (3) 税法と会計処理基準との乖離を是正し、会計処理基準との整合性を図ること

3 相続税・贈与税関係

- (1) 円滑な事業承継が可能となる税制にすべきであること
- (2) 相続税課税のあるべき姿がどのようなものであるかを検討していくこと

4 消費税関係

- (1) 税の三原則「公平・中立・簡素」を堅持するため、複数税率+インボイス方式ではなく、単一税率を復活し、インボイス方式から帳簿方式への抜本的見直しを行うこと
- (2) 財源を安易に消費税に求めず、行財政改革による財源の確保を目指すこと
- (3) 広く浅く財源を求めるのであれば、社会保障制度と連携した税制とすべきであること

(4) いわゆる「益税問題」の解決を図るための施策を検討していくこと

5 地方税関係

(1) 償却資産に係る固定資産税については、中小企業者の実態に配慮すること

(2) 外形標準課税制度については、行政サービスの対価として妥当といえるのか検討していくこと

(3) 住民税及び事業税について、所得税等との整合性を図ること

6 国税通則法・納税環境整備関係

(1) 電子申告の義務化を実施する際には、安定運用・情報保護等に配慮しつつ、納税者に負担のかからない制度を構築すること。特に中小企業者については、制度面も含めて万全の準備を行うこと

(2) 納税環境の整備に当たっては、納税者の事務負担の軽減及び権利侵害に配慮すること

【本意見書の構成】

本意見書は、「重要な改正要望事項」、「基本的な改正要望事項」、「その他・改善要望等に関する事項」に大別した上で、税制に関する事項については税目ごとに分類している。

III 重要な改正要望事項

(1) 所得税の課税単位について、世帯単位課税制度を導入すること。

【理 由】

現在のわが国にもっとも必要なものは人口減少に対応するための少子化対策である。この点に関して、税法において効果的な改善を行うために、子育てを念頭に置いた具体的かつ抜本的な見直しが必要である。また、共働き夫婦にとって、簡便で、働くことの壁にならない制度設計が求められる。

このようなことから、主要先進国の中でも高い出生率を維持するフランスの例を参考に、所得税の課税単位について、世帯を構成する夫婦と子どもの数を n として計算する「 n 分 n 乗方式」を導入すべきである。世帯単位課税には批判も多い。しかし、現行の税制が特に夫婦を含む家族に対する価値観の変化対応できていない点、国内の少子化に歯止めがかかっていない現実、つまり納税者である国民の生活意識と乖離していることをまずは認め、その上で税制として少子化対策を目的とできる本制度の導入を図るべきである。

なお、制度創設に当たっては、高額所得者が有利になることを避けるため、本制度の適用には一定の所得制限を設けるとともに、現行制度からのスムーズな導入のために選択制とすべきである。

この他、子育てを目的とした社会保障政策その他の制度（子育て支援、女性の社会進出、家族の価値観の変化に伴う諸制度等）も並行して見直される必要がある。

(2) 消費税率は単一税率とすること。

(平成 28 年改正法附則 34)

【理 由】

令和元年 10 月 1 日から導入された消費税の複数税率制度であるが、対象品目、区分経理、安定財源等についてその根拠等について検討すると極めて不合理であり、不公平なものとなっている。例えば、全く同じ飲食料品でも購入後の形態によって税率が異なるケースが出ており、店内飲食を巡る現場の混乱となっている。これは新聞においても同様である。

この混乱の最大の原因は、税率の適用が、取引の対象となる物品・サービスの性格だけではなく、購入者の用途等も基準となることから、販売する事業者が自主的に税率を決定することができないことにある。つまり、購入者が本来自由に決めるべき飲食の場所、新聞購読の内容を税率判断の基準としてしまい、全く同質の飲食料品・新聞であっても、購入者の事情を確認しなければ税率が決定しない事態となっている。この購入者の用途を確認する方法等についてまで税制で整備することは現実的に不可能であり、また、税率適用の正確性を担保すること及びその立証等についても同様に極めて困難である。このように、複数税率は、導入直後から事業者に対して経済的には全く意味のない分類と計算を強いており、それは同時に過度の負担となり、生産性の低下につながっているだけでなく、消費者の間にも大きな混乱が発生している。

また、飲食料品等に限定した軽減税率による恩恵は、低所得者層だけに限定されるものではないことは明らかである。軽減税率及び適格請求書等保存方式といった消費税改正の原点である平成 24 年制定の税制抜本改革法（社会保障の安定的財源の確保等を図る税制の抜本改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律）における議論でも、逆進性は強く認識され、低所得者に配慮する観点から、給付付き税額控除等の検討が取り上げられているが、このような問題点が認識されているにもかかわらずその配慮が行われていないということは現行制度に大きな課題があるまま欠陥のある制度が施行されているということである。

特定の新聞の定期購読について、その趣旨は「国民に知識・教養を広く伝える公共財としての新聞の役割（新聞協会見解より）」とされるが、仮にそうであるなら、なぜ定期購読と紙であることが軽減税率適用の条件につながるのかその根拠は不明である。また、知識・教養を得るために国民が入手する情報の多様性と税の公平性を合わせて考えれば、軽減税率の適用を定期購読の新聞とする必要性は全くない。

このようなことから、税の三原則「公平・中立・簡素」を堅持するうえでも消費税率は単一税率とすべきである。

(3) 消費税について、適格請求書等保存方式（インボイス方式）について現実的に問題点を洗い出し、廃止を含めた抜本的な改正を行うこと。 (消法 30)

【理 由】

適格請求書等保存方式（以下、「インボイス方式」という。）については、令和 5 年 10 月からの実施を前提に、令和 3 年 10 月から適格請求書発行事業者の登録が開始されることとなる。インボイス方式は現行の帳簿の記載及び請求書の保存により仕入税額控除の計算を行う請求書等保存方式と、基本的な考え方として全く異なる制度であり、今後実施される登録及び実務対応の作業を検証することで、従来以上に現実的な問題点を洗い出し、廃止を含めた抜本的見直しも含めて具体的な改正の検討を実施すべきである。現時点の課題としては下記のようなことが考えられる。

- ① 請求書等保存方式は、帳簿及び請求書等（以下、「帳簿等」という。）の信頼性を前提に消費税を計算する方式であるが、インボイス方式は、インボイスを帳簿等と切り離して消費税の計算を行う方式であり、帳簿等の信頼性と別にインボイスの信頼性を検証する作業が別途必要となる。このように、インボイスが帳簿による裏付けから切り離される結果、膨大な取引と同量発行されるインボイスについては、チェック機能の不備を突いた不正または偽造による脱税が行われる可能性が高くなる。
- ② 請求書等保存方式は、法人税・所得税における所得計算の中で消費税計算を実施することが可能であったが、インボイス方式はインボイスに記載された消費税を集計して計算を行うこととなるため、二重の計算を実施しなければならなくなる。インボイス方式導入の目的の一つは益税問題の解消と言われるが、従来の消費税計算であっても、事業者は消費税計算のために一定のコストを負担しているのであり、このコストが増大するのは、事業者

に過度の負担を強いることとなる。

- ③ 例えば、現在の請求書等保存方式を前提に、適格請求書発行事業者の番号（以下、「登録番号」という。）を帳簿システムに記載する、または仕訳にリンクさせシステム上登録番号をチェックするような簡易な方法であれば、二重チェックのロスが回避可能となる。既存の制度の特性を活かした制度であれば、これから進められる適格請求書発行事業者の登録事業の延長線上で作業が可能である。
- ④ 令和 5 年 10 月 1 日施行予定の消費税法第 30 条第 7 項によれば、適格請求書等保存方式が導入された後も、現在の請求書等保存の義務は残されることとなっている。新しい適格請求書(インボイス)だけで信頼性は担保され、事務処理も可能であると考えられることから、消費税法上は、従来の請求書等を保存する必要性は認められない。消費税法上の特例により請求書等保存方式を存置するのであれば、同制度のあり方について抜本的に見直すべきである。また、これでは適格請求書等保存方式への移行ではなく、現在の請求書等保存方式に適格請求書等保存方式を重ねることとなり、納税義務者には必要以上の負担を強いることになる。
- ⑤ インボイス方式導入の根拠の一つが複数税率にあるが、複数税率自体に大きな課題があるのであって、複数税率を廃止し単一税率とすれば、インボイス方式は不要である。
- ⑥ インボイス方式は事業者に、複数税率導入以上に多大の負担をかけることになる。例えば、請求書等に記載誤りがあった場合や、記載要件を満たしていない場合など、適格請求書等発行事業者に訂正を求める必要があり、想像を絶する煩雑さが危惧される。
- ⑦ 免税事業者は適格請求書を発行することができなくなるため、取引先は免税事業者からの仕入れについては、仕入税額控除ができなくなる。そのため、免税事業者は取引先から排除されたり、消費税相当額の値引きを強いられたりする問題が懸念される。税制がこのような経済取引に影響を与えるような状況は好ましくない。

IV 基本的な改正要望事項

1 所得税関係

- | |
|--|
| (1) 年末調整計算の時期を年始へと変更するとともに給与所得の源泉所得税等の納付期限について、前年 12 月支給分の納付期限を 1 月 31 日とすること。また、特例対象所得を拡大すること。(一部修正) (所法 181、183、199、204、216、復興措法 28) |
|--|

【理 由】

年末調整に係る各種申告書は 11 月中に提出を求められることも多く、本人、配偶者、扶養親族の所得を見積金額で記載すること等により、結果として是正が生じることが多い。これを解消すべく年末調整計算の実施時期を年末から年始へと変更すべきである。この変更により、医療費控除や寄付金控除等も出来るようになり、改めて所轄税務署へ申告する必要がなくなるた

め、納税者の利便性を向上させることもできる。

また、現行の源泉所得税の納付期限は原則として給与等を支給した月の翌月 10 日とされているが、1 月は年末年始の長期休暇のほか、政府の働き方改革に伴う休日増加の要請に対応している事業者も多いことから年始の業務開始が 10 日近くになることもある。このようなことから、年末調整事務担当者の負担軽減を図るため、12 月支給分の源泉所得税等の納付期限については、翌年 1 月の納付期限についてのみ 1 月 31 日とすべきである。

また、納期の特例対象所得は、常時発生すると考えられる給与・退職手当及び所法 204 条第 1 項第 2 号に掲げる（士業）報酬料金に限定され、単発かつ特殊性のある支払は対象となっていない。しかしながら、中小企業者の中には、他の項目についても源泉所得税が発生することは少なくないことから、法の趣旨である事務負担の軽減の観点より、これらについても特例対象所得にすべきである。

(2) 青色申告者の純損失の繰越控除期間を延長することと合わせて新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対する純損失の繰越控除制度を拡充すること。（一部修正）（所法 70）

【理 由】

青色申告者は一定の要件のもと小規模の法人と同様に、帳簿の備え付けと保存が要求されており、小規模法人と実態は変わらない。そこで所得税の更正・決定等の期間制限を勘案し、青色申告者の繰越控除期間を 5 年に延長すべきである。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、一部の事業者には巨額の損失が発生している。そこで、令和 2 年において生じた純損失の金額については、青色・白色申告の区分は問わずに 10 年間の繰越控除を認めるべきである。

(3) 「事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例」の規定を見直すこと。
(所法 56)

【理 由】

個人単位課税を基本とする現行所得税法において、同法 56 条は生計を一にする親族に支払う対価について原則として必要経費性を認めず、例外的な措置として世帯単位課税が適用されることとなっている。しかし、同法 56 条が前提としていた旧来型の仕事観（家族観）が大きく変化している現状を鑑みれば、これに即した見直しが必要とされるべきである。

具体的には、世帯主が事業主・その親族が補助者という旧来型の生計の体系であれば現行制度を維持するが、世帯主と親族の事業がそれぞれ独立して生計を立てているような事業の場合（例：夫が弁護士、妻が税理士のようなケース）では、現行所得税の基本である個人単位課税として取り扱うべきである。

ただし、この規定の目的である恣意的な所得分散による租税回避行為の防止や税務執行面への対応についても配慮する必要がある。これらの観点から、税務署長に事前にその生計の内容

を届け出た上で、それぞれの事業の帳簿が整備されていること及び必要経費としての金額に相当性があり、かつ支払時期が妥当であること等を前提に、本規定の適用が除外される制度を構築すべきである。

なお、所得税の課税単位として世帯単位課税が導入された際に、本事項は改めて検討されるべきである。

(4) 土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算を認めること。(一部修正)
(所法 69、措法 31、32)

【理 由】

個人の包括的所得概念からすれば、理論上、純資産の増減をもたらす不動産譲渡損益も含めたところの担税力の増加に課税されるべきである。実務上においても、事業所得の損失を補うため、所有する不動産を譲渡するケースが散見される場所である。このような担税力に乏しいケースに課税を強いることは酷であり、かつ、不動産の流通を阻害し、経済の活性化まで失わせる制度となっている。したがって、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算を認めるべきである。

(5) 相続財産に係る譲渡所得の特例における適用要件・適用可能期間を見直すこと。(一部修正)
(所法 33、措法 35、措法 39)

【理 由】

被相続人の居住用財産(空き家)を売った際の特例の適用にあたって、現在は認められていない売買取引の際に、家屋の買い主が建物を取り壊すこと、又はリノベーションを行って活用するなど、建物の取り壊しを行っていない場合でも空き家やその敷地が有効利用されているときはこの特例の適用ができるようにすべきである。

また、家庭環境が複雑化している昨今の状況を考えると、遺産分割協議の成立に時間を要するケースも多いと思われるので、相続の開始があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日としている適用要件を5年に延長すべきである。

さらに、相続又は遺贈により取得した財産を譲渡する場合の取得費の特例の適用にあたって、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡しなければならないという要件を上記理由から5年に延長すべきである。

(6) 限定承認に係るみなし譲渡課税を見直すこと。(所法 59)

【理 由】

限定承認した財産に不動産が含まれる場合、その不動産を被相続人から相続人へ時価で譲渡したものとみなす本規定は、被相続人が債務超過であることを前提としたものであり、相続人が限定承認した不動産を売却した場合に譲渡所得税が課されないように、相続人を保護するこ

とを目的としている。

しかし、被相続人が債務超過でないケースにも形式的に課税が行われている事例も見受けられる。これは、本規定の趣旨に反し、単純承認した場合に比して相続財産をいたずらに減少させる結果にしかならない。また、限定承認によって譲渡とみなされた場合の買主は相続人であるが、居住用資産を譲渡した場合の 3,000 万円の特別控除の可否については、親族などに売却した場合は適用できない（租税特別措置法 35 条）ので、限定承認を選択すると本件特例の適用は受けられないという弊害がある。よって、限定承認に係るみなし譲渡課税は被相続人が債務超過の場合に限ることと改正すべきである。少なくとも、居住用資産を譲渡した場合の 3,000 万円の特別控除の適用は認めるべきである。

(7) 居住用財産の譲渡所得の特別控除（3,000 万円控除）の適用期間を複数年（3 年間）とすること。（一部修正）(措法 35)

【理 由】

居住の用に供していた土地を譲渡する場合、価格等の販売条件の点で、現状の土地を分筆して譲渡するケースがあり、このような場合は単年度で売却が完了しないこともある。そうしたことも考慮して、特別控除の適用は 3,000 万円を限度として 3 年間の繰越を認め、複数年控除可能な制度とすべきである。

2 法人税関係

(1) 役員給与の損金不算入に関する規定を抜本的に見直すこと。(法法 34)

【理 由】

法 34 条は役員に支給する給与のうち、限定列举されたもの以外は損金の額に算入されないこととされているが、本来、役員給与は職務執行の対価として原則損金算入されるべきである。特に中小企業の経営者に求められるものは自由な発想と行動力であり、その結果としての経営責任の自覚が求められることとなるが、現在の規定によると結果的に経営者の判断を制約し、萎縮させているようなこととなっている。なお、形式的には、事前に株主総会において決議した報酬額の範囲までは原則として損金算入できるよう見直すべきである。

(2) 受取配当等は全額益金不算入とすること。(法法 23)

【理 由】

法人が所有する株式等に係る受取配当金については、現行制度上、同一の経済価値に対して二重に課税している。このことは企業の配当性向を阻害し、証券市場の活性化等に逆行しているといわざるを得ない。したがって、受取配当金は全額益金不算入とすべきである。

(3) 中小法人に限定して退職給付引当金・賞与引当金の損金算入を認めること。

【理 由】

退職給付引当金は労働協約や就業規則等による退職金規程に基づいて、使用人が提供した労務の対価として、将来支給されるべき法的債務としての性格を有しており、賞与引当金についても負債性を認めているものであり、企業会計原則及び中小企業の会計に関する指針等においても、その計上を要請している。また、企業買収や事業再生等の場面において、これらの債務計上が求められ、その結果、当該取引においては障害となることが多い。

このようなことから、就業規則等に基づく労働法規上の法的債務や事業年度末までに支給条件が規定されている条件付債務については、中小法人に限定して、退職給付引当金及び賞与引当金の損金算入制度を認めるべきである。

(4) 法人税青色申告承認申請及び棚卸資産の評価方法・有価証券の評価方法・減価償却資産の償却方法の変更に係る各届出書等の提出期限を直前事業年度の申告書提出期限まで延長すること。
(法法 122、法令 30、52、119 の 6)

【理 由】

これらの届出書の提出期限は設立第1期に該当する場合を除き、当該事業年度開始の日の前日までとされているが、所得税では法定申告期限となっている。

納税者の便宜に資するため、直前事業年度の申告書の提出期限としても課税上の弊害や混乱を招くことはないと考えられ、各届出書等の提出期限を延長すべきである。

(5) 寄附金の損金不算入制度を見直すこと。(一部修正) (法法 37)

【理 由】

企業は、例えば CSR (Corporate Social Responsibility) 活動に対する評価のように、社会貢献という形で寄附金を支出している場合が多い。しかしそれでもなお、現在全額損金算入される指定寄附金の範囲は狭い。今後、企業の一層の社会貢献を推進するためにも、特定公益増進法人等や認定 NPO 法人に寄附した場合にも損金算入の枠を拡大すべきである。

また、指定までかなりの時間を要しており、コロナ禍や被災者支援のように、迅速な資金調達が必要とされることもあるため、臨機応変に迅速に指定が行われるよう改めるべきである。

3 相続税・贈与税関係

(1) 更正の請求の特別事由に「相続した保証債務の履行があり、求償権の行使が不能な場合」を加えること。
(相法 32)

【理 由】

相続財産から控除すべき債務は、相続開始の現況によって確実に認められるものに限られており、保証債務についてはその現況において保証債務の履行がなされ、求償権を行使できない場合以外は控除されない。

しかし、保証債務はその性質上、相当期間経過後に弁済不能の状態になるケースが多く、この救済規定がないことは、制度の重大な欠陥であり、更正の請求の特則の事由に、「相続した保証債務の履行があり、求償権の行使が不能な場合」を加えるべきである。

(2) 災害時等により、相続時精算課税適用者の特定贈与者からの受贈財産の価値が著しく減少した場合について、相続税の課税価格に加算する価額を、贈与時における価額と相続時の価額のいずれか低い方の価額を選択可能とすること。(相法 21 の 15)

【理 由】

相続時精算課税の趣旨は、次世代への資産移転の円滑化に資する相続税、贈与税の一体化であった。現時点で、暦年課税贈与よりは次世代への資産移転に貢献していることは確かである。しかしながら、それを阻害する最大の要因が受贈財産の相続税の課税価格に算入される価額が、贈与を受けた時における価額（相続開始時におけるその財産の状態を問わない）とされる点である。相続時精算課税を選択したため、結果として、相続税の負担が増加する場合がある。それ以外の資産についても、時価変動の予測が困難なものが多いことから、相続時精算課税適用者の特定贈与者からの受贈財産について、相続税の課税価格に加算する価額を、贈与時における価額と相続時の価額のいずれか低い方の価額を選択可能にすべきである。

特に、近年国内で多発している災害による被災資産及びコロナ禍による経済的な打撃を大きく受けた資産については資産価値が低下していることからいずれか低い方の価額を選択を認めるべきである。

(3) 生命保険金等及び退職手当金等の非課税額を 1 人当たり 1,000 万円とすること。(相法 3、12)

【理 由】

少子高齢化となっている現在において、公的扶助である年金制度等だけでは被相続人死亡後の生活環境の変化等に対応することは難しくなっている。生命保険金及び退職手当金の非課税制度の目的は相続人等の生活を安定させることであり、昭和 63 年に 500 万円に改定されて以降据え置かれた状態である非課税金額を見直し、500 万円割増して 1,000 万円とすべきである。

ただし、1,000 万円と改定することにより富裕層に対する優遇となることのないように配慮すべきである。

(4) 相続税の税率構造の緩和を図ること。(相法 16)

【理 由】

相続税の基礎控除額が引き下げられたことにより、相続税の課税対象者が増加することとなった。これらの増加した相続税の課税対象者の担税力等を考慮し、低い税率（例えば5%程度）を導入するなど税率構造を緩やかにすべきである。

(5) 事業承継税制における非上場株式等についての相続税の納税猶予額の計算方法を見直すこと。

（措法70条の7の2、措法70条の7の4、措法70条の7の6、措法70条の7の8）

【理 由】

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の制度は、円滑な事業承継を目的として、先代経営者から経営承継相続人へ株式等を相続させる時に生じる相続税額を軽減するものである。その趣旨からすると当該条文の適用がある場合には経営承継相続人の税額負担は幾分かでも軽減されるべきであるが、相続税額が生じる事案においても、遺産総額が少ないときや経営承継相続人以外の相続人が相続する財産が少ないときなど一定の条件下では納税猶予額が生じない場合がある。したがって、経営承継相続人が相続する財産総額のうちを占める当該非上場株式等の価額の割合に相当する相続税額を納税猶予額とするなど現行の計算方法では納税猶予額が生じない規模の相続であっても、経営承継相続人が非上場株式等を相続し、かつ、相続税が生じる場合には相続税の負担の軽減が図られるような計算方法に見直しを行うべきである。

4 消費税関係

(1) 事業者免税点制度を見直すこと。（新規）

（消法2①14、9、9の2、10、11、12、12の2、12の3、12の4）

【理 由】

現行の事業者免税点制度については、この制度の抜け穴をついた租税回避行為とそれらへの対応のための度重なる改正により非常に複雑となっており、納税者にとって理解が困難な制度となっている。納税者にとって理解しやすい制度へと改めるべきである。

また、インボイス制度が導入されれば、適格請求書発行事業者が交付する適格請求書でなければ仕入税額控除ができなくなることで、業種によっては免税点以下の売上であろうが、基準期間の課税売上高がない事業者であろうが、適格請求書発行事業者を選択することになる。そうすると、小規模事業者の事務処理能力等を勘案して定められた事業者免税点制度が今まで通りには機能しなくなると思われる。

そこで、基準期間における課税売上高による納税義務の判定を廃止し、すべての事業者を課税事業者としたうえで、小規模事業者に配慮し、課税売上高が一定額以下の事業者については申告不要とするなどの制度を新たに設けるべきである。

(2) 簡易課税制度における課税売上高の基準及びみなし仕入れ率を見直すこと。(一部修正)
(消法 30、37)

【理 由】

簡易課税制度は、消費税創設時に中小企業者の事務負担を軽減するための措置として設けられた制度である。しかしながら、事務負担軽減を目的として設けられたにもかかわらず益税が生じる場合も多い。事務負担軽減のメリットがある上に多額の益税が生じれば、税の原則である「公平性」が著しく損なわれることとなる。現状の益税対策及び小規模零細事業者への対策として、基準期間における課税売上高の判定を 5,000 万円から 3,000 万円に引き下げるとともに、益税を抑えるためにみなし仕入れ率を見直すべきである。

(3) 消費税の各種届出書については、提出期限を消費税確定申告書の提出期限までとし、その一部を簡素化すること。
(消法 9、37、45)

【理 由】

消費税の各種届出書の提出期限は、適用開始課税期間の開始日の前日となっている。しかし、次の事業年度開始前に、それらの届出等の判断をすることは困難であり、納税額にも重大な影響を与えている。

したがって、各種届出書の提出期限をその適用を受けようとする課税期間の消費税の確定申告書の提出期限までとすべきである。

また、課税事業者となる事業者は自ら判断し申告納税を行うため、あえて「消費税課税事業者届出書」を事前に提出する必要性は少ないと思われる。同様に基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となれば免税事業者になることから、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」の提出の有無が申告に影響を及ぼすものではないと思われるため、事業者の事務負担軽減のため、廃止、もしくは申告書の様式内に納税義務者でなくなった旨を記載する等、簡略化を図るべきである。

(4) 非課税取引の範囲を見直すこと。
(消法 6、7、30 別表第一、別表第二)

【理 由】

現行制度では非課税売上がある場合の仕入税額控除は課税売上割合に応ずる部分のみが仕入税額控除の対象となっている。このため、非課税売上に対応する消費税額は消費者に転嫁できないため事業者が負担することとなる。医療や福祉、教育関連など社会政策的観点から、非課税とされているものに係る仕入税額控除を全額控除できるよう改正すべきである。この問題を解決するためには、現行の非課税とする取り扱いを改めて輸出免税と同様に免税取引として取り扱う制度を導入すべきである。

(5) 特例における2年間継続適用要件を廃止すること。 (消法9、19、30、37)

【理 由】

消費税法における課税事業者の選択、課税期間特例の選択、簡易課税の選択、一括比例配分方式による計算の選択の各規定については2年間継続適用することとなっている。経済環境の著しい変化に対応する経営判断において、税制によりその判断がゆがめられることのないよう当該制度は廃止すべきである。

(6) 調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例を廃止すること。 (消法9、12の2)

【理 由】

「調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例」と、「高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例」は、ともに行き過ぎた節税スキームを防止するという観点から創設されたものである。重複する部分も多くあるこれら二つの制度が併存するのは、納税者にとってわかりにくく、制度趣旨としては「高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例」が存在することで必要十分であり、「調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例」は廃止すべきである。

5 国税共通

(1) 少額の減価償却資産の取得価額基準を引き上げ30万円未満にするとともに、一括償却資産の損金算入制度を廃止すること。

(所令138、139、法令133、133の2、措法28の2、67の5)

【理 由】

減価償却資産については、その取得価額が10万円未満（少額の減価償却資産の取得価額の必要経費又は損金算入）、20万円未満（一括償却資産の必要経費又は損金算入）、30万円未満（少額減価償却資産の取得価額の必要経費又は損金算入）と複数の取り扱いが認められているが、実務上は30万円未満の取得価額の必要経費又は損金算入の特例を選択するケースがほとんどである。

日本経済全体の設備投資を促進して経済の活力を維持・向上及びコロナ禍への経済復興対策とするため、かつ、事務処理の簡素化を実現するためにも少額の減価償却資産の取得価額基準を大企業・中小企業を問わず30万円未満まで引き上げ、一括償却資産の必要経費又は損金算入制度を廃止すべきである。

(2) 行為計算否認規定の要件を明確にすること。(一部修正)

(所法 157、法法 132、相法 64)

【理 由】

行為計算否認規定は、事実認定の実質主義や仮装行為の否認規定のように新たな私法上の法的、経済的事実を認定するものではなく、租税負担の実質的公平を図るという要請から納税者に不利益な課税を行う特例的法理と言われており、課税庁はその適用に当たり十分な注意が必要と考えられる。したがって、課税要件を明確化し、恣意性を可能な限り排除するため、「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を明確にすべきである。

(3) 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること。

(措法 26、67)

【理 由】

所得税及び法人税いずれの場合においても、その所得は収支計算（損益計算）を基礎としたものでなければならない。会計検査院の指摘においても「特例を適用していた者のほとんどが実際経費を計算した上で概算経費と比較して有利な方を選択していた実態が見受けられた」と意見書を提出している。この特例は「小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することにより、その経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的とする。」という本来の趣旨は失われており、実態として有利な所得計算の選択という、所得の公平を阻害する特例となっている。その適用範囲が社会保険診療報酬の額が年間 5,000 万円までの場合に限定されているとはいえ、公平な課税を損なうものであり、当該特例制度は廃止すべきである。

(4) 収用等の場合の 5,000 万円の特別控除特例を複数年適用可能とすること。

(措法 33 の 4、65 の 2)

【理 由】

同制度の要件に、一の収用交換等に係る事業につき、資産の譲渡が 2 以上の年に分けて行われた場合には最初の年に譲渡した資産に限られることが含まれている(措法 33 条の 4 Ⅲ②、65 の 2Ⅲ②)。ところが、実務上は事業が大規模なもので複数年にわたる結果、事業者都合で資産の譲渡が複数年になる場合が散見される。

この場合、同一年内の譲渡であれば 5,000 万円まで特例の適用が受けられたにもかかわらず、事業者都合で最初の年の譲渡のみの特例適用になり、翌年分は特例適用が受けられない事態が生じ、課税に不公平が生じる。収用における特別控除創設の趣旨に鑑み、事業者都合で資産の譲渡が複数年になる場合、複数年度の累計で 5,000 万円まで特例が適用されるよう救済規定を設けるべきである。

6 地方税関係

- (1) 固定資産税における再建築価格方式による家屋の評価方法の見直しを行うこと。
(地法 341 1 項 5 号)

【理 由】

固定資産税における家屋の評価は、再建築価格を基準として評価する方式となっており、評価時において家屋の新築に通常必要とされる建築費を求め、家屋の現状によって経過年数、損耗の程度などに応ずる減価を行って評価している。

地方税における応益性の原則から、現在の評価方法は基本的に妥当な面もあるが、建物の固定資産税評価額は、相続税・贈与税を計算する際の評価額に連係し、また所得税の適正家賃の計算時にも使用されるなど、他の税目にも強く影響する。これらの点から、現行の再調達価格方式を基本とし、取得価額に基づく計算方式及び経年原点補正率の引き下げ等を導入することで、各税目を通した適正な時価となるように再建築価格方式を見直すべきである。

- (2) 資本金 1 億円以下の中小法人に対しては、事業税の外形標準課税制度を導入しないこと。(一部修正)
(地法 72 の 2)

【理 由】

法人事業税の外形標準課税は、法人が事業活動を行うに際して、地方自治体から受ける行政サービスに対して、事業所の従業員数や面積、資本金等及び付加価値などを基準に税負担の公平性の確保を目的に導入された。

平成 28 年度の税制改正大綱以降継続して、外形標準課税の対象法人のあり方について、地域経済・企業経営への影響を踏まえながら引き続き慎重に検討を行うとしているが、仮に中小法人に対する外形標準課税が適用されると、特に、地方における中小企業や赤字法人には税負担が重く、地域経済は再び弱体化へと向かうことになる。

したがって、今後とも課税対象法人の拡大はすべきではない。

- (3) 法人事業税について軽減税率の適用ができない要件の資本金基準を 1,000 万円から 1 億円に増額すること。
(地法 72 の 24 の 7)

【理 由】

資本金 1,000 万円以上で、3 都道府県以上で事業を営む法人は、軽減税率の適用ができないが、この資本金基準は低きに失するので、これを法人税の大法人と中小法人の主要な区分である 1 億円に引き上げるべきである。

- (4) 事業所税を廃止すること。
(地法 701 の 30~74)

【理 由】

事業所税は、指定都市等に所在する事務所及び事業所等で一定の要件に該当する場合にその法人や個人の課税所得や所得金額にかかわらず課せられているため納税者にとって負担になっている。また、他の地方税（都市計画税等）と重複課税、企業立地場所による競争条件の悪化をもたらすおそれもあり、法第 701 条の 73 でその用途を制限されているので廃止すべきである。

- (5) 個人事業税に係る事業主控除額（現行 290 万円）を相当程度までに引き上げること。
（一部修正）（地法 72 の 49 の 14）

【理 由】

個人事業税の事業主控除は、事業主の勤労部分は控除すべきという趣旨から、事業主控除が勤労の対価の性質をもつと考えられ、同時に法人企業の役員報酬や給与所得者との負担のバランス上設けられたものであるが、20 年以上も見直されていない。事業主控除額をその年の民間給与平均額 433 万円（令和 2 年分民間給与実態統計調査）程度に引き上げるべきである。

- (6) 中小企業について事業税、道府県民税及び市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すること。（一部修正）

【理 由】

法人税の欠損金の繰戻し還付制度と同様に地方税においても当制度の創設を求め、窮地にある中小企業のより効率的な救済策を図るべきである。国税と地方税の課税標準の整合性、分かりやすさの面からも制度を創設すべきである。特に、解散時においては、今後救済されることはないため、解散時に限っても早急に対応すべきである。

- (7) 住民税と所得税の所得控除額を同額とすること。（一部修正）（地法 34）

【理 由】

住民税は地域社会の費用負担を住民がその能力に応じて広く負担をするという性格を持つという考えから、住民税の所得控除額は、所得税の所得控除額より低くなっているといわれる。しかし、税源移譲により平成 19 年度から住民税の税率が上がったことで国民にとっても住民税の負担は増している。また、基礎控除の在り方が抜本的に見直されたことから所得税と住民税の基礎控除の意味を抜本的に見直し、最終的には同額とし、現年課税も視野にした方向で検討すべきである。

- (8) 事業税における社会保険診療報酬に係る所得の課税除外の特別措置を廃止すること。
（地法 72 の 49 の 8、72 の 23）

【理 由】

社会保険診療報酬に対する課税除外措置については、税負担の公平な見地から廃止すべきである。この規定は、社会保険診療は高い公益性を有するという観点などから適用されているが、特定業種に対する優遇措置とも考えられ、社会的にも不公平感を生じさせていることから廃止すべきである。

(9) 源泉徴収に係る所得税の納期の特例及び特別徴収に係る個人住民税の納期の特例における特例対象期間及び納付（納入）期限を同一にすること。 （地法 321 の 5 の 2）

【理 由】

所得税法第 216 条 給与等の源泉徴収に係る所得税の納期の特例においては、特例対象期間を 1～6 月及び 7～12 月に区分し、6 月までの源泉徴収税額を 7 月 10 日までに、12 月までの源泉徴収税額を翌年 1 月 20 日までにそれぞれ納付することができる」と規定している。

これに対し、地方税法第 321 条の 5 の 2 給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額の特例では、特例対象期間を 6～11 月及び 12～翌年 5 月までとし、11 月までの特別徴収税額を 12 月 10 日までに、5 月までの特別徴収税額を 6 月 10 日までにそれぞれ納入することができる」と規定している。

ところで、納期の特例制度は、従業員が常時 10 名未満の小規模事業者における納税手続の簡素化を図るものとして、両税法ともに原則として毎月行うべき納税手続きを年 2 回としているものの、実務上は年 4 回行われる結果となっている。

このため、所得税法第 216 条源泉徴収に係る所得税の納期の特例及び地方税法第 321 条の 5 の 2 給与所得に係る特別徴収税額の内納の義務等に規定する特例対象期間及び納付（納入）期限を統一し、小規模事業者の納税義務の負担軽減を図るべきである。

(10) 出国により非居住者となった場合の住民税については、出国時点を賦課期日とみなして現年度で課税すること。 （地法 39、318）

【理 由】

現行の地方税法では、住民税は前年の所得に対して課税されることとなっている。

出国して非居住者となった場合、翌年の 1 月 1 日において国内に住所がないため、出国した年分の住民税は課税されないため著しく不公平が生じる場合がある。

所得税法では上記の事由が発生した場合でも課税が生じることとなっており、地方税においても特例として出国時点を賦課期日（翌年の 1 月 1 日）とみなして現年度において課税するべきである。

(11) 償却資産に係る固定資産税の申告については、中小企業者等の経理処理及び資産管理の実態に配慮して、申告期限と納税について柔軟な制度を創設すること。 （地法 383）

【理 由】

中小企業者等が、固定資産税の対象となる償却資産の事業年度内の支出等について、その支出等が固定資産税の対象となる償却資産となるか否かの判定をし、かつ適切な経理処理を行うのは、一般的に、法人であれば法人税の申告期限となる決算日の翌日から2か月以内、個人であれば翌年3月15日である。その実態から、賦課期日である1月1日の償却資産の申告を、1月末日までに行うことは、適正な申告及び賦課を行う課税の適正性からして大きな問題である。

そこで、中小企業者における償却資産の申告期限は、法人税及び個人所得税の申告期限と同日とする制度を創設すべきである。

なお、賦課期日は現状を維持し、前年資料により暫定的な納税を行い、当該申告が行われた後、遡って当年分の固定資産税を計算、納税者に通知し、追加納税を行うこととし、仮に追加納税が発生したとしても、延滞金を課さない措置を講じるべきである。

7 国税通則法・納税環境整備関係

(1) 納税環境の整備に当たっては、デジタル化に伴う情報開示を念頭に、納税者の経済的負担及び権利侵害に配慮した措置を取ること。(一部修正)

【理由】

暗号資産(仮想通貨)取引やインターネットを利用した業務請負等、技術革新をベースとした経済取引の多様化・国際化が進展している。この分野においては、適正な課税が求められるが、それ以前に取引の実態を分析した上で、日本経済における国際競争力とその活力をそぐことがないよう配慮すべきである。また、申告に当たっては、例えば、税務申告を念頭に置いた使用データの共通化を図るなど、納税者における申告の利便性を高めると共に、制度構築の過程においては、税理士制度を活用し、納税者の負担を軽減する措置を検討すべきである。

また、平成29年6月に国税庁から発表された「税務行政の将来像」であるが、令和3年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー」としてアップデートされ、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」に向けた構想が示された。今後AI(人工知能)等の新しいICT技術を導入するなど具体的なものとして進展していくことが想定される。このような税務行政の変革は国民経済に密接に関連する問題であり、その情報は、引き続き国民に対してオープンにされるべきであり、併せて、税理士会をはじめとする税務関連団体と連携して取り組んでいくべきである。

(2) 国税・地方税に関するビッグデータ情報共有(開示)推進の検討を始めること。

【理由】

行政分野においては従前から必要な情報が開示されているが、最近のICT化の進展により、多量性、多様性、リアルタイム性という特性を持つビッグデータをシステム上効率的に取り扱

うことが可能になり、今まで以上に多くの情報を開示することが可能になった。行政が持つ情報を利用することで、納税者及び税理士は、税務上の判断をより適切に行うことが可能となり、その意義は大きい。そこで、国税・地方税の分野においても、行政が持つビッグデータについて、個人情報の保護等の慎重な配慮を前提に、広く納税者にも共有されるための検討を開始すべきである。また、開示する情報の内容及び方法等については、課税当局と納税者及び税理士・税理士会との間で協議する場が設けられるべきである。

(3) 電子申告・納税制度については税務行政のプラットフォームとなるよう納税者の利便性及び申告事務の実態や徴収義務者の事務負担軽減を重視したシステム等の改善を継続するとともに、広報活動に努め積極的な利用の勧奨を行うこと。また、法人税申告の義務化に際しては、システムの安定運用及び情報の保護を前提に、特に中小企業者の実態に配慮すること。(一部修正)

【理 由】

電子申告・納税制度の基盤は、今後の税務行政のベースとなるものである。特に、コロナ禍で認識された事務処理面でのデジタル化の必要性を考えれば、単なる申告事務にとどまらず、納税者と課税庁間のコミュニケーションツールとして確立すべき技術と言える。そのために、下記の点での改善が実施されるべきである。

- ① 電子帳簿保存制度については、納税者の環境に配慮して2年間運営面での猶予が設けられたが、予定どおり法令が施行されている。今後は、本制度をベースに税務調査が実施されることになるが、その際に利用するデバイス等環境面をはじめ、現実には様々な問題の発生が想定される。従来と全く異なるデジタル環境下で混乱が生じないよう税務調査のあり方、具体的な方針等については、課税庁と税理士会が、法整備も含めた検討を実施すべきである。
- ② 法令上の文書以外の情報も取扱いが可能とするように、e-Tax 運営について制度面も含めて具体的な改善を実施すること。また、相続税申告時の相続時精算課税、譲渡所得申告時の買換特例適用実績の有無等もメッセージボックスに格納することを検討すべきである。
- ③ 税務関連システムの開発に当たっては、納税者の経理実務及び税務申告の実態に配慮すること。例えば、令和元年に開発された年末調整アプリについては、システムだけの問題ではなく事業者における年末調整事務のより一層の負担軽減となるよう並行して改良していく必要があり、年末調整対象者となる給与所得者の税務面に対する意識向上と理解を啓発する施策を実施するとともに、積極的な利用勧奨を行うこと。
- ④ 電子申告を行うことが困難な納税者に十分配慮すること。例えば、令和3年度から実施されている大法人等の電子申告義務化を中小企業に拡大することを検討する場合は、中小企業の実態を考慮し、慎重に行うこと。
- ⑤ 納税者等とのコミュニケーションが円滑になされるインシデント対応プロセスを構築すること。電子申告の処理遅延などインシデントが生じた際には、影響を受けた納税者・

税理士等に対して早急に情報提供がなされ、現状認識を速やかに行えるようにすべきである。

- ⑥ デジタル庁の発足により、地方公共団体の基幹業務等システムについては、ガバメントクラウドをベースに効率的かつ効果的な環境整備が行われることとなったが、現在の地方税における電子申告の環境の課題を明確に把握し、国税との関係をはじめとする納税者利便につながる構築が行われるべきである。

V その他・改善要望等に関する事項

1 国税に関する事項

(1) 調査の事前通知を電磁的方法によって行うこと。(一部修正) (通法 74 の 9)

【理 由】

法定化された調査における事前通知事項は 11 項目にも及び、しかもその通知手段は原則として口頭（電話）によって行われている。納税者の聞き違いといった内容の誤認を防止するため、また、デジタル化を推進するためにも、納税者又は税理士・税理士法人に対して電子申告のメッセージボックスを利用するなどの電磁的な方法で通知する措置を講じるべきである。また、反面調査にあっても、通常の調査に準じた取扱いとすべきである。

(2) 長期間に及ぶ税務調査の際には、調査の途中において納税者及び税務代理人に対しその調査経過を通知すること。(一部修正)

【理 由】

通則法の改正後、税務調査に関する手続きが厳格になったことから調査期間が長期化している傾向がある。中には実地調査の後何か月も連絡がないケースもあり、納税者に対し心理的負担を強いることとなっている。調査が長期間に及ぶ際には、国税不服審判所における不服審査においても「審理の状況・予定表」により進行状況等の連絡がされることとなっており、税務調査においても、その途中において納税者又は税務代理人に対し調査の進捗状況や今後の見通し等について通知を行うべきである。

(3) 法人税、消費税、県民税、事業税及び市民税の中間申告の規定のうち、前事業年度等の税額を基準とする「予定申告」については、予定申告書の提出を要しないこととし、税額の納付のみに止める制度にすること。

【理 由】

実績に基づく中間申告書の提出がない場合には、みなし予定申告の規定が働き、予定申告書

提出は形式的な手続きに止まる。

煩雑な納税義務を簡素合理化するため、予定申告書の提出は要しない制度にすべきである。

(4) 所得税確定申告に際しては、納税者に対し所定の書類を郵送すること。

【理 由】

税理士の代理送信により、電子申告を利用して所得税等の確定申告をした場合、翌年の確定申告時には納税者のメッセージボックスに簡単なお知らせが届くだけで、納税者本人には、申告を促すような書類は何も届いていないのが実情である。個人の事業者については、電子化への対応が遅れている面もあり、希望する納税者には「お知らせ」を文書化して郵送するなど、納税者の申告意識を高めるようにされたい。

前年において税理士関与で書面提出している納税者で、税理士が変更となった場合、確定申告に必要な情報を的確に把握するためにも希望する納税者には「お知らせ」を文書で送付されたい。

(5) 税務行政に対する理解と信頼を確保するため、税務取扱通達（取扱通達と同等の効果を有する事務連絡を含む）の合理的運用を図ること。

【理 由】

税務取扱通達等は、納税者を法的に拘束するものではないが、現実には税法解釈等について基本的な指針を示しており、法令と同様に重要な役割を果たしていることは事実である。そこで、申告納税制度の下における税務行政への理解と信頼を確保するため、取扱通達等は全て公開することとすべきである。併せて、国税庁HPについては、情報量が多いことから検索等が容易に行えるよう改善を行うべきである。

(6) 個人事業者が死亡した場合の届出を簡素化すること。

【理 由】

個人事業者が死亡した場合には、所得税に関して「個人事業の開業・廃業等届出書」「所得税の青色申告の取りやめ届出書」「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を、消費税に関して「事業廃止届出書」の提出が求められている。個人の死亡はすべての活動の終了事由であるから、死亡届出書を1種類提出することで手続きを完結させることができる簡素な手続きとするべきである。

(7) 税務行政手続に関して、行政手続法の適用除外規定を見直すこと。

【理 由】

国税通則法の改正により透明化が図られたが、より適正な行政執行が行われるよう、税務手

続きについて行政手続法の除外規定を見直すべきである。

2 地方税に関する事項

(1) 地方税の届出書等における登記事項証明書の添付省略について、早期の導入を実現するとともに、異動届出書においても簡素化すること。

【理由】

平成 29 年度税制改正において、納税者の円滑・適正な納税のための環境整備を図る観点から、法人の設立・解散・廃止などの届出書等において添付が必要とされていた「登記事項証明書」について、その添付が不要となり手続きの簡素化が図られた。しかし、地方税においては従来どおり「登記事項証明書」の添付が必要であり、納税者にとっての完全な手続き簡素化には至っていないため、早期の導入が望まれる。

また、法人の登記内容等が変更になった場合には、税務署・都道府県・市区町村へ異動届出書の提出が求められる。これは重複する手続きであり、その異動内容に違いがあつてはならない。そこで、e-Tax で異動届出書を提出した場合は、その内容を地方自治体に同時送信または転送する仕組みとするべきである。

3 その他

(1) 電子インボイス制度の実施に当たっては、小規模事業者の負担に十分配慮すること。
(一部修正)

【理由】

令和 2 年度に設立された電子インボイス推進協議会では、65 社の正会員と特別会員 3 団体及び行政機関のオブザーバーを交えて日本における電子インボイスの標準仕様について検討が重ねられてきた（令和 2 年 12 月 14 日公表資料）。インボイスの法的根拠となる適格請求書等保存方式には多くの課題が認められるが、令和 5 年 10 月に予定される改正消費税法への技術的な対応を考慮すれば、あるべき制度論と切り離して事務的な対応の検討が進められることは避けられない。

この点から、電子インボイスを開発するにあたって、小規模事業者が取り残されることのないよう十分に配慮すべきである。また、電子帳簿保存法の改正にあたり、結果として 2 年の猶予期間が設けられることとなったが、この件のように拙速かつ情報の周知も不十分なまま推進すると事業者が混乱することは必至である。こうした事態を避けるために、これを利用することが想定される納税者である事業者の取引及び経理事務の実態を理解し、消費税法制度にも精通する税理士が同協議会に第三者的な立場で参画し、その改善を検討・検証すると共に、課税庁と情報を共有することには意味がある。

(2) デジタル課税についてはその内容を納税者に周知するとともに税理士会等とその情報を共有すること。

【理由】

OECDにおいては、令和2年10月に経済のデジタル化の進展に伴う課税上の問題について、二つのブループリント(青写真)が公表された。そこでは、経済のデジタル化に伴う課税上の課題の国際的な解決について、課税所得及び課税権の問題と税源浸食への対抗措置が取り上げられている。現時点では、なお検討段階ではあり、その具体的な方向性は明確でない面もあるが、デジタル課税の問題は、将来的に各国の国内税制にも影響を与える可能性が強い。これらの点から、デジタル課税については、基本方針が国際的に固める段階で、国内企業に過度な負担とならないように配慮されるべきである。また日本国内での税制への対応について検討を進める段階では、その内容と具体的な方針について、できるだけ早く納税者及び税理士会等に対する情報共有と意見交換が行われる場を設けるべきである。

(3) 電子申告をしている関与先については、税理士業務概況報告書の提出を省略すること。

【理由】

毎年、税理士は国税局に対して税理士業務概況報告書を提出している。しかし、電子申告の普及推進により、申告と同時に税理士に関する情報も送信されており、また現時点の法人・個人と税理士の委任関係も e-Tax 上で明確になっている。このようなことから、納税者における関与税理士の状況については国税局側で容易に把握できていると思われる。事務の効率化を図る上でも、電子申告をしている関与先については同報告書の提出を省略し、電子申告をしていない関与先のみを対象に提出を求める形態に改めるべきである。

(4) 税務相談にウェブ会議システムを導入すること。(新規)

【理由】

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2.0ー」によると、税務相談は税務署に行かずにできるように、チャットボットの充実やプッシュ型の情報配信など利便性の向上が図られている。しかしながら、チャットボットは年末調整や確定申告の時期に限定されており、個別的な質問はなお税務署に行かないと解決が出来ない。あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会の実現のため、税務相談についてもウェブ会議システムを導入すべきである。